

四日市市上下水道局公告

(No. D019)

下記の業務について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第2条で準用する四日市市契約施行規則第23条の規定に基づき公告する。

令和3年1月18日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 四日市市上下水道局庁舎等総合管理業務委託
- (2) 業務場所 四日市市 堀木一丁目地内
- (3) 業務概要 上下水道局庁舎等の施設総合管理業務
 - ①電気・空調・給排水衛生設備等建築設備の運転保守管理業務
 - ②保安業務
 - ③清掃業務
 - ④事業系一般廃棄物収集運搬業務
 - ⑤建築物環境衛生管理業務(空気及び作業環境測定、ねずみ等の防除、簡易専用水道検査等、有機溶剤作業環境測定)
 - ⑥その他前各号に付随する業務で、双方が協議した業務業務準備期間は、契約の日から令和3年3月31日まで。
- (4) 委託期間 契約の日 から 令和6年3月31日 まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿(以下名簿という。)の『物品・業務委託』に登録されている者で、四日市市内に本店を有するもの
- (3) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けている期間がない者
- (4) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)に基づく排除措置を受けている期間がない者
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 関係法令、規則等に違反していない者
- (7) 過去5年間(平成27年度以降)に延べ3,000㎡以上の規模を有する建築物において、契約金額(委託期間が1年以上の契約である場合にあつては、1年間に換算して算出した金額とする。)が600万円以上(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)である、清掃業務及び設備管理業務を含む業務を元請として、1年以上継続して履行した実績を有する者。
※現在契約中の業務については、当該業務委託の契約開始日から公告日までに1年以上継続して履行していること。
- (8) 建築物環境衛生管理技術者を配置できる者
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号、第7号及び第8号の全ての事業について登録を受けている者
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による四日市市長の許可(事業系一般廃棄物)を受けている者。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出書類
 - (ア)業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書[様式1]
 - (イ)業務の履行実績書[様式2]
 - (ウ)証明書類

② 提出先 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局2階管理部総務課

③ 提出部数 1部

④ 提出期限 令和3年2月2日 (火) 午後 3 時まで (郵送の場合は必着とする。)

⑤ 提出方法 郵送または直接持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の審査結果通知等

① 入札参加資格が認められない者については、令和3年2月3日 (水) に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

② 入札参加資格が認められなかった者は、令和3年2月4日 (木) 午後 3時まで
に書面により、その理由について説明を求めることができる。

③ 上記②の規定により求められた説明については、令和3年2月5日 (金) までに書面で
回答する。

4 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、令和3年2月2日 (火) 午後 3 時まで
に書面により申し出ることができる。質問の提出先は四日市市上下水道局管理部総務課とする。

(2) 質問に対する回答は、令和3年2月5日 (金) までに四日市市上下水道局管理部総務課
及び四日市市上下水道局ホームページにおいて供覧する。

5 現場説明会

本業務における現場説明会は行わない。

6 入札保証金 免除

7 契約保証金 免除

8 入札の執行

(1) 日時 令和3年2月10日 (水) 午前 9 時 30 分

(2) 場所 四日市市上下水道局3階 入札室

(3) 入札回数 入札の執行回数は1回とする。ただし、落札者がいないときは、2回以内を限度として再度入札を行う。

9 入札条件

(1) 様式

入札書(四日市市上下水道局指定様式)

(2) 記載条件

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。

(2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札。

(3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

(4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。

(5) 入札者が協定して行った入札。

- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付の記載のない入札。
- (9) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

11 予定価格

本業務委託に係る予定価格の事前公表は行わない。

12 最低制限価格

本業務委託は最低制限価格を設ける。当価格より低い入札は無効とする。なお、再度入札を行う場合においても、このことにより無効となる入札をした者は再度入札に参加することができない。

13 その他

- (1) 本業務は、四日市市公契約条例により、契約時に適正な労働条件の確保に関する報告を求める。
(別紙 特記仕様書(公契約条例関係)を参照すること。)
- (2) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。
- (3) この公告で定めるもののほか、本件入札の実施については、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱(平成22年四日市市告示第379号)及び入札参加者心得(平成19年10月1日制定)の定めるところによる。
- (4) 本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の変化により、業務実施が不可能となった場合は、入札の中止又は落札決定の取消をすることがある。
また、契約締結後に上記の事態となった場合は、契約の解除等についての協議を行うものとする。
なお、これらの場合において、見積りに係る費用その他の入札・契約締結に係る一切の費用は補償しない。